

意見書（医師記入）

めばえ保育園施設長 殿

入所児童氏名

年 月 日生

○印	疾病名	登園停止期間（めやす）
	麻疹（はしか）※	解熱した後3日を経過するまで
	インフルエンザ※	解熱後3日を経過するまで（別紙に記入）
	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱※（プール熱、アデノウイルス）	主な症状が消えた後、2日を経過してから
	流行性角結膜炎	治癒するまで（アレルギー性結膜炎は含まない）
	百日咳	特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続の検便によって、いずれも菌陰性（-）が確認されたもの
	その他（	）

・症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。